

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第六十条 宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第六十一条 第五十六条及び第五十八条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、第五十九条第一項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十二条 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

(登記の申請)

第六十三条 設立の登記は、宗教法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び宗教法人を代表すべき者の資格を証する書類を添付しなければならない。

3 第五十二条第一項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書類を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

4 合併による変更又は設立の登記の申請書には、前一項に規定する書類のほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併により解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

5 第五十七条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添付しなければならない。

6 この法律の規定による所轄庁の認証をする事項に係る登記の申請書には、第二項から前項までに規定する書類のほか、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添付しなければならない。

第六十五条中「、第四十七条第一項」を削り、「第五十二条第一項各号」を「第五十九条第二項各号」に改め、「同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において宗教法人法第五十二条第一項各号に掲げる事項を登記する場合には」とを削る。

第六十八条中「前五項」を「第二項から前項まで」に「除外」を「除くほか」に改め、「非訟事件手続法」の下に「(明治三十一年法律第十四号)」を加える。

第八十七条の二中「第四十九条第二項、第五十一条第二項及び第三項」を「第四十九条第三項、第五十二条第五項及び第六項」に改める。

第八十八条第六号中「第五十一条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項」に改め、「第四十九条の三第一項又は第四十九条の五第一項」に改め、「第四十九条の三第一項又は第四十九条の五第一項」に改め、「同条第八号中「第五十一条第一項において準用する民法第八十二条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

(民間学術研究機関の助成に関する法律の一部改正)

第一百六十六条 民間学術研究機関の助成に関する法律(昭和二十六年法律第一百一十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を一般社団法人又は一般財団法人に改める。

第四条中「当該研究機関」の下に「の事業」を加える。

(博物館法の一改正)

第一百六十七条 博物館法(昭和二十六年法律第一百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改め、同条第二項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第十一条第二項中「左に」を「次に」に「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「写」を「写し」に「見積」を「見積り」に改め、同項第二号中「若しくは寄附行為」を削り、「写」を「写し」に「見積」を「見積り」に改める。

(財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律の一部改正)

第一百六十八条 財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人労働科学研究所」の下に「(昭和二十年十一月三十日に財団法人労働科学研究所という名称で設立された法人をいい、以下「財団」という。)」を加える。

第二条中「財団法人労働科学研究所(以下「財団」といつ。)」を「財団」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第一百六十九条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の十二第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第六十二条の二十三の四第三号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(スポーツ振興法の一部改正)

第一百七十条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「財団法人日本体育協会」の下に「(昭和二年八月八日に財団法人日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「行なう」を行ふに改める。

第十四条第二項中「うち、財団法人日本オリンピック委員会」の下に「(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

(著作権法の一部改正)

第一百七十二条 第二項第一号中「民法第七十二条第三項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十九条第三項」に改める。

第四条中「(平成十八年法律第四十八号)第二百三十九条第三項」に改める。

(公的義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第一百四十二条第一項中「民法第三十四条(公益法人の設立)」の規定により設立された法人」を一般社団法人に改める。

(公的義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。